

通信契約に関する要件

1 通信契約に関する要件

「京都市立学校等におけるネットワークの改善仕様書」に基づく委託業務で改善されたネットワーク環境に関して、通信サービス等の提供者（以下「提供者」という。）に支払う通信費等についての別途契約（以下「通信契約」という。）を締結するために必要な要件を定める。

2 提供サービス等の設定

委託業務の受託希望者は、各月の通信費等の算定、将来の事情変更等に対応するため、以下の提供サービス等についてあらかじめ設定し京都市に明示すること。

(1) 通信サービス（各月支払い）

委託業務によるネットワーク改善に基づき、各拠点に対して適用される通信サービス（サービス内容に応じた各月支払い）を設定すること。この通信サービスの費用には、専用 CPE の調達（委託業務で調達するものを除く。）に要する費用を含めるものとする。

(2) 保守サービス（各月支払い）

各拠点における通信障害、機器故障等に関する保守サービスを、最低でも下表の水準で提供されるものとして設定すること。保守サービスは、拠点数に関わらず定額で提供する又は各拠点別に提供するいずれの方法でも良いが、各月支払いとすること。

項目	内容
ア 障害・故障受付及び復旧手配	平日の 9 時～17 時において、通信障害及びネットワーク機器の故障に関する連絡を受け付け、復旧に向けた手配を行うこと
イ オンサイト対応	アの復旧手配に関してオンサイト対応を行うこと。機器交換等で復旧が長期化する場合は予備機への交換等に対応し、可能な限り障害の期間を低減すること。
ウ 運用維持対応	次の月次報告資料を作成し、京都市が求める場合は月次定例会で報告を行うこと。 (ア) トラフィック状況レポート (イ) インシデントレポート (ウ) 専用 CPE リソース使用状況 (エ) ログ提供（電子媒体） 日々の運用管理に伴う軽微な設定対応を行うこと。

(3) 拠点の追加等に伴う初期費用（都度支払い）

将来的な京都市の拠点追加、既存拠点の通信サービスのグレードアップ等に対応するために必要な初期費用（都度支払い）を可能な限り設定すること。

(4) 拠点の減少等に伴う京都市負担

将来的な京都市の拠点減少、既存拠点の通信サービスのダウングレード、通信契約期間中の契約解除等に当たって、京都市の費用負担が発生しない条件（事前通告期間等）をあらかじめ明示すること。

なお、京都市の費用負担が発生し得る場合は、負担が発生する事由（償却資産の残価請求等）をあらかじめ明示すること。ただし、具体的な負担額の提示は不要である。